

こども家庭審議会運営規則  
(案)令和 5 年 4 月 21 日  
こども家庭審議会決定

こども家庭審議会令（令和 4 年政令第 127 号）第 10 条の規定に基づき、この規則を制定する。

## (会議の招集)

- 第 1 条 こども家庭審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
  - 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

## (諮問の付議)

- 第 2 条 会長は、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

## (会議の公開等)

- 第 3 条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## (議事録)

- 第 4 条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

## (委員会の設置)

- 第 5 条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

## (準用規定)

- 第 6 条 第 1 条、第 3 条及び第 4 条までの規定は、分科会及び部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは、それぞれ、「分科会」「部会」と、「会長」とあるのは、それぞれ、「分科会長」「部会長」と読み替えるものとする。

## (雑則)

- 第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。